

議案第56号

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例を廃止する条例の制定について

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例を廃止する条例

さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例（平成13年さいたま市条例第156号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前のさいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例第6条の規定により申請がなされた高齢者居室等整備資金の貸付け、償還及び貸付金に係る利子の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に高齢者居室等整備資金の融資を受けた者のうち、この条例の施行の日現在貸付金の償還を完了していないものに係る当該償還を完了していない貸付金に係る利子の助成については、なお従前の例による。